

北中教総第153号

令和2年4月14日

保護者の皆様へ

北中城村教育委員会
教育長 砂川 恵重
(公印省略)

令和2年度特別支援教育奨励費補助金について

平素より、本村教育行政に対するご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

村教育委員会では、別紙のとおり特別支援学級及び通常学級に所属し、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童・生徒を対象とした学用品等の補助制度があります。所得額に応じて認定し、認定された方は補助を受けることができます。

認定後、補助を受けるためには領収書・レシート（購入商品名、金額及び日付がわかるもの）の提出が必要ですので、下記のとおり保管・提出をお願いいたします。

詳しい内容につきましては、村教育委員会教育総務課までお問い合わせください。

記

*手続きの流れ

教育委員会 → 学校 → 保護者 → 学校 → 教育委員会
(申請書の配布 6月頃) (申請書の提出 6月下旬) (審査・認定)

*提出方法等

	提出方法	提出期限	備考
学用品等の 領収書	申請書に添付または 領収書のみ提出	令和2年 12月28日	領収書の日付は、令和2年3月1日から令和2年12月28日まで有効
新入学用品 の領収書	申請書に添付	申請書の締切日	領収書の日付は、令和2年5月31日まで有効

*提出場所 北中城村教育委員会 教育総務課

《 お問い合わせ 》 北中城村教育委員会 教育総務課 TEL 935-3773

特別支援教育奨励費補助金制度

◆ 目的

特別支援教育就学奨励費補助金は、特別支援学級または通常学級に所属し、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童・生徒を対象とし、国と市町村が学用品等の経費の一部を補助することで、保護者等の経済的負担を軽減することを目的としています。

令和2年度 補助金限度額一覧表（年間分）

	小学生		中学生	
	学用品費等 実費支給 (表中は限度額)	1年生	上限 5,760円	1年生
	2～6年生	上限 6,885円	2・3年生	上限 12,380円
新入学用品費 実費支給 (表中は限度額)	1年生	上限 25,300円	1年生	上限 28,700円
修学旅行費	6年生 (指定口座へ)	上限10,835円 (実費の半額)	2年生 (旅行社へ)	上限 30,150円 (実費の半額)
学校給食費 (センターへ)	全学年	21,450円	全学年	24,750円
校外活動費 (宿泊なし) ※交通費、見学料	全学年	上限 790円 (実費の半額)	全学年	上限 1,145円 (実費の半額)
校外活動費 (宿泊あり) ※交通費、見学料	5年生	上限 1,825円 (実費の半額)	-	-

※1 学用品費等につきましては、上記の額を上限とし実費を支給しますので、学用品等の購入にかかる領収書・レシート（購入商品名、金額及び日付がわかるもの）を教育総務課へ提出してください。（領収書等の日付は令和2年3月1日から令和2年12月28日まで有効）

なお、領収書、レシートが提出されない場合は支給できません。

学用品費等の領収書の提出は、令和2年12月28日までといたします。

学用品とは → ノート、筆記用具、練習帳、辞典類など

※2 新入学用品費等につきましては、上記の額を上限とし実費を支給しますので、新入学用品にかかる領収書・レシート（購入商品名、金額及び日付がわかるもの）を教育総務課へ提出してください。（領収書等の日付は令和2年5月末まで有効）

なお、領収書、レシートが提出されない場合は支給できません。

新入学用品等の領収書の提出は、申請書類に添付してください。

新入学用品とは → ランドセル、かばん、通学用靴、上履き、帽子等